

奈良県特定農業振興ゾーンに関する規則をここに公布する。

平成三十年九月七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十四号

奈良県特定農業振興ゾーンに関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、県内の農地を有効に活用し、農業の生産性の向上を図るために設定する特定農業振興ゾーンに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 特定農業振興ゾーン 高収益作物への転換その他の施策を集中的かつ優先的に推進する区域として知事が定めるものをいう。
- 二 特定農業振興ゾーン設定計画 知事が定める特定農業振興ゾーンの設定に関する計画をいう。
- 三 特定農業振興ゾーン整備実施計画 特定農業振興ゾーン設定計画に基づき、市町村が定める地域の実情に応じた施策に関する計画をいう。
- 四 高収益作物 従来作付けしていた作物に比して収益性の高い作物及び収益性を向上させる栽培方法により生産された作物をいう。
- 五 耕作放棄地 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三十二条第一項各号に規定する農地及び農地に復元することが著しく困難な土地又は農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる土地をいう。
- 六 多様な担い手 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十二条第一項の規定により市町村から農業経営改善計画の認定を受けた者その他育成すべき農業従事者として知事が認める者をいう。
- 七 農地集積 多様な担い手が行う農業経営の規模の拡大に資する農地の権利移動をいう。
- 八 農地利用最適化推進委員 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第十七条第一項に規定する者をいう。

(特定農業振興ゾーン設定計画)

第三条 特定農業振興ゾーン設定計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 特定農業振興ゾーンとして設定する区域の現状及び課題並びに設定の目的
- 二 特定農業振興ゾーンとして設定する区域の位置及び規模
- 三 高収益作物への転換に関する事項
- 四 耕作放棄地の解消及び防止に関する事項
- 五 多様な担い手の確保に関する事項
- 六 農地集積に関する事項
- 七 農地の整備に関する事項
- 八 農業の近代化のための施設の整備に関する事項
- 九 特定農業振興ゾーンとして設定する区域内における都市計画その他の計画について留意すべき事項

十 農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の役割

十一 その他農業の振興に必要な事項

2 特定農業振興ゾーン設定計画は、当該特定農業振興ゾーンにおいて総合的に農地を有効に活用し、及び農業の振興を図るため必要な事項を一体的に定めるものでなければならぬ。

3 知事は、特定農業振興ゾーン設定計画を定めようとするときは、あらかじめ、特定農業振興ゾーンを設定しようとする区域を管轄する市町村その他関係団体の意見を聴かなければならぬ。

4 知事は、特定農業振興ゾーン設定計画を定めるときは、これを公表するとともに、特定農業振興ゾーンを設定した旨及び当該特定農業振興ゾーン設定計画を当該市町村に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、特定農業振興ゾーン設定計画の変更について準用する。
(推進体制の整備等)

第四条 知事は、公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターその他の関係団体と連携して、地域の振興に関する計画との調和を図りつつ、特定農業振興ゾーン設定計画を策定し、及び変更するとともに、特定農業振興ゾーン設定計画に関する施策を推進する体制を整備するものとする。

(特定農業振興ゾーン整備実施計画)

第五条 特定農業振興ゾーン整備実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする

る。

- 一 特定農業振興ゾーンの名称、位置及び規模
- 二 特定農業振興ゾーンの概要
- 三 特定農業振興ゾーンにおける農業の課題及び目的
- 四 特定農業振興ゾーンにおける都市計画その他の計画について留意すべき事項
- 五 特定農業振興ゾーンにおける農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の役割

六 特定農業振興ゾーンにおける第三条第一項第三号から第八号までに掲げる事項に係る事業の内容、規模、実施時期等

七 その他知事が定める事項

2 知事は、市町村から特定農業振興ゾーン整備実施計画の提出があつた場合において、
適当と認めるときは、当該市町村に対し、その旨を通知するものとする。

3 前項の規定は、特定農業振興ゾーン整備実施計画の変更について準用する。

(特定農業振興ゾーンに関する協定の締結)

第六条 知事は、特定農業振興ゾーンにおいて当該市町村及び関係団体が連携し、及び協力して施策に取り組むため、当該市町村及び関係団体とその役割を明確にした協定を締結することができる。

(特定農業振興ゾーンにおける施策の推進)

第七条 知事は、第五条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による通知及び前条の規定による協定の締結が行われた場合は、特定農業振興ゾーン整備実施計画に基づき、次に掲げる施策を集中的かつ優先的に推進するものとする。

- 一 地域の特徴を踏まえた高収益作物への転換
- 二 農地の集団化
- 三 耕作放棄地の解消及び防止
- 四 多様な担い手の確保
- 五 農地集積
- 六 農地の整備
- 七 農業の近代化のための施設又は機械の整備
- 八 その他必要な施策として知事が定めるもの

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、特定農業振興ゾーンについて必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。